

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（2019年法律第46号）の概要

（2019年6月19日成立・6月26日公布）

（一部の規定を除き、2020年4月1日施行）

改正の趣旨

◎児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1 児童の権利擁護

- 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。（虐待防止法、2020年4月1日施行）
- 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。（児童福祉法、2020年4月1日施行） 等

2 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

（1）児童相談所の体制強化

- 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。（虐待防止法、2020年4月1日施行）
- 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。（児童福祉法、2022年4月1日施行） 等

（2）児童相談所の設置促進

- 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。（児童福祉法、2023年4月1日施行）
- 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。（改正法附則、2020年4月1日施行） 等

（3）関係機関間の連携強化

- 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。（虐待防止法、2020年4月1日施行） 等

3 検討規定その他所要の規定の整備

- 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則、2020年4月1日施行） 等